

青森県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則（案）

1 規則改正の目的

元年6月14日付けで、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号。以下「整備法」という。）」が公布され、各法律中に定める資格、職種、営業許可等における成年被後見人、被保佐人等の権利の制限に係る措置について適正化を図るとともに、所要の手続規定が整備されました。

上記の経緯を踏まえ、青森県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年3月青森県条例第13号。以下「条例」という。）中の条例第9条第3項第1号で、年金管理者の指定を受けることができない者の要件（欠格事由）の1つとして、成年被後見人等を定めているものについて、同項第1号の規定を制度ごとに必要な能力・適格性を判断するための規定（個別審査規定）へ改正を行うこととなりました。

これに基づき、県において年金管理者に係る個別審査を行うに当たって、青森県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和45年4月青森県規則第31号。以下「規則」という。）で規定する年金管理者指定届書（様式第2号）及び年金管理者変更届書（様式第25号）を改正する予定です。

2 規則の改正内容

現行規則から改正する項目	
年金管理者指定届書 （様式第2号） 年金管理者変更届書 （様式第25号）	<u>第2号及び第25号様式中「私は」の次に「、精神の機能の障害により年金（弔慰金及び見舞金を含む。以下同じ。）の受領及び管理を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことを申し立てるとともに」を加え、「（弔慰金及び見舞金を含む。）」を削る。</u>

3 施行期日 令和元年12月14日